

第6 法第34条第7号に該当する既存工場に関連する工場施設の開発行為等

昭和51年10月1日適用
昭和62年2月1日改正
平成6年4月1日改正
平成7年4月1日改正
平成15年3月24日改正
平成16年5月1日改正
平成17年4月1日改正
平成19年11月30日改正
令和7年1月29日改正

- 1 既存工場と密接な関連を有する事業の用に供する建築物等で、これらの事業活動の効率化を図るために必要な建築物又は第1種特定工作物の開発行為等は、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 原則として、当該土地は、既存工場の敷地に隣接していること。
 - (2) 予定建築物等は、既存工場の事業活動の効率化が図られるものであること。なお、「事業活動の効率化」については、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 作業工程又は輸送等の効率化
 - イ 公害防除又は環境整備等の質的改善
 - ウ 事業の量的拡大
 - (3) 「既存工場と密接な関連を有する事業」については、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 事業の量的拡大を伴わない場合
既存工場に自己の生産物の原料又は部品の50パーセント以上を依存し、あるいは自己の生産物の50パーセント以上を原料又は部品として納入する関連工場であること。
 - イ 事業の量的拡大を伴う場合
既存工場に対して自己の生産物の50パーセント以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存工場における生産物の原料又は部品の50パーセント以上を占める関連工場であること。
 - (4) 当該土地の規模は、事業活動の効率化を図る上で必要最小限のもので過大でないこととし、事業の量的拡大のみを図る場合は、既存敷地と同面積以下であること。
 - (5) 自己の業務として事業を行うものであること。